

中国の土地改革と山林

中村治兵衛

中国の土地改革の特徴の一つは、耕地と灌溉水利施設・山林の三者が相関して取扱われ、ともに解放の対象となつたことにある。この点は、日本の農地改革と対比したときに明らかにみられるところである。土地改革の過程において、灌溉水利施設ないし水利慣行がいかに取扱われ、どういうような解放と変革が行われたかについては、既に前稿（『本誌』七卷三号）にのべた。今ここでは前稿の続編として、山林が中国の土地改革においてどのように取扱われ、その解放といわれるものが具体的に何をもたらしたかについて、乏しい材料をもととして若干の考察を試みることにする。

△海外ノート▽ 中国の土地改革と山林

中国全体の山林所有状況がどのようなものであつたかについての正確な報告はない。北京政府の發表した農商務統計には、国有・公有・私有に三分類した「森林所有別表」があるが、しかもこの統計における三者の全体にしろる比率は、年によつてかなり大きな相違をみせ、何れが正しいかについて判定に苦しむところであるが、民国六年（一九一七）以降においては、国有林が最も多く、私有林これにつぎ、公有林が最も少いこととなつてゐる。

また南京の国民政府農林部も、民国二十三年（一九三四）「中国森林面積表」を省別に發表しているが、これには国有、公有、私有といつた所有別分類は示されておらず、総面積に対する林地面積が森林地、宜林地に両分して示されているにすぎない。これによると、林地面積の総面積に占める割合は、江蘇省の二〇%を最低として、湖南・雲南・貴州・福建・四川諸省の五〇%に至るまでの幅を示している。そして厳密な意味での山林である森林地面積が総面積に占める割合の大きいのは、四川の三四%、雲南二三%、福建一八%、湖南一九であり、これらの諸省では特に山林が大きな意味をもつことが推察されるのである。そしてここに国有、公有、私有という所有別面積表が公にされてゐないのは、正確な集計が不可能であつたことによるものであらう。従つて中国全体の

山林所有状況を把握することは断念し、ここに集めることができず、若干の省における山林の所有状況を概略するに止める。

山西省の山林については、閻錫山が民国九年一〇月（一九二〇）行つた調査結果として「山西全省荒地荒山森林統計表」がある。

これによると、全体として私有が五割をしめ、公有が三割五分、官有が一割五分弱であり、山林の私有とはほぼ比敵するという強さである。⁽³⁾山東省について、昭和十六年（一九四一）の邦人の調査報告によると、面積においては県有林場が最も多く、次が省有林場であり、私有林場は最も少く、全体の二割弱であり、⁽⁴⁾ここでは

山西省に比べて山林私有の強さは弱いようにみられる。こうした華北における山林の所有形態に官公有が比較的多いようであるのに対し、江南特に江西・広東・湖南では、民營林が八割をしめて⁽⁵⁾いると報告されているように、山林の私有が華北・東北にくらべてより強いようである。⁽⁶⁾そして北京人民政府の林業に対する指示その他においても、特に「長江以南地区」「南方私有林に対する政策」をとりたててのべているところからみて、江北と江南における山林所有の形における相違は大体認めてよいようであり、そこから土地改革における山林解放という課題を考えるに当つても、若干の異つた特色をもつことを見逃してはならないであらう。

さて中国における山林の私的所有が、耕地（田畑）の私的所有と同じ程度に確立していたかどうかについては若干の疑問があるが、北京政府司法行政部編「民商業習慣調査報告録」の第二編、物權習慣によつてうかがうと、免も角もいちおう確立していたといえよう。⁽⁷⁾しかし山林は、耕地と異つて未開の原野山林があり、無主もしくは無主に近いまま放致されているものも多かつた。そのため次のような形で私的所有と化した山林もあつたのである。次にあげるのは、浙江省の西部天目山地方の十一県を管轄する臨安専区の例である。

「分水県の壽湖郷は一九一七年前（大正六年）人口は極めて少く、多くの山林は經營するものがなかつた。ところが一九一七年段祺瑞の執政の時に、新に清山局という役所を設け、山林の所有に対して課税することとなつた。この清山局の多くは、地主や豪紳に握られたが、当該郷の清山局もまた同郷出身で前清朝の官吏登用試験をうけ県知事の経歴をもつ王秉融が董軍となり、その子の王植民が祕書となり、父子二人で万事を采配し、同郷の四分の一の山林を独占してしまつた。現在臨安専区では、未開墾の原始林と無主無主の荒地を除いて、地主が独占して經營している山林は、七割以上にのぼり、李豊県の大地主の周茂興の占有する山林は二万畝にも達する。しかも山林の面積の計算に當つては、喊声のどくところまでを一畝とする「喝山畝」とか、ドラを叩いて

その首響の至るところまでを一畝とする「蔽籬畝」というようなやり方を行つたため、実際に占有した面積は、数十倍にも達する。また孝豊・臨安・於潛等の地主が独占した山林の範圍は、一郷一県に及ぶものがある。こうして地主は土地の兼併から進んで山林の独占に至り、金をもち勢力のあるものは、役所に納税・登録することによつて山林を獲得したし、また権力によつて所有林の範圍を拡大し、これまで所有林がなかつた大きな山林は、こういう連中が私造した土地売買文書のうちに雪入れられその所有になつてしまつたのである。右の事例は財政収入増加のため山林に課税しようとした施政者の意図に対し、徴税簿上への登録によつて山林の所有権を確認するという手続そのものを逆用し、これまで所有権の帰属が明かでなかつた山林に対し、少額の租税を納付することとひきかえに、所有権を事実上取得してしまつたことを物語るのである。そして例えば江西の樂安縣について、「樂安縣には山が多いが、山地の所有権は契據、譜牒、冊以外には、墓碑・界碑を以て憑據とする。……樂安の山地は境界が不明であり、多くは古樹・古石・原路を以て標準とし、或は水溝を以てしているが、年代の久遠なるため原跡が漸く滅び、涉訟の際殊に証明が困難である」と『民商事習慣調査報告録』がのべているような状態であつたのであるから、右記の分水嶺のようなことは、その他のところでもみられたであらう。

次に山林の私的所有の下において、山村に住む農民（山民もしくは林農とよばれる）は、山林所有者である山主とどういうような關係にあつたであらうか。この種の山村調査は、これまでの中国の数多くの農村調査報告のなかでも乏しく、僅かに楊衣水氏の「桐江東岸の山居農民」という小文をさがしえたにすぎない。これも浙江省の桐廬・建德（嚴州）・浦江三県の交界地方の山村のルポルタージュである。これによると、山主の山場の所有権は、地主の土地所有権と同じであるが、ただ「富家は田を管するが、豪家は山を管する」という諺があるように、山主は富の上にさらに豪といふことを附加されている点において、山にすむ農民が山林所有者である山主に從属することは、地主に対する農民の從属をこえるものがあるといふ。

山民は山主が杉の木や新炭林を商人に売却したとき、商人にとわれて林業労働と炭焼に従事し、生計のたすけとするが、山主から杉の木をきつたあと地を若干借受けて、ここに食用作物と桐樹を栽植して生計をたてる。この畑が山場とよばれるが、この山場と家屋の借入れを通じて山民は山主と結ばれる。しかも山民と山主との間には、山民のうちのやや富裕なものから山主が選んだ佃頭という差配もしくは管理人が介在している。この佃頭の任務は山林その他の一般の管理と小作料の督促とにある。山場の貸借期間は五〜六年であり、期間満了後にはもう一度そこを耕作する

ことは許されず、山民は無償で杉苗をうえて山主にかえすこととなつてゐる。そしてこの山民がうえた杉は二十年余たつて売却することができ⁽¹²⁾る。また山場の小作料は物租と錢租とがあるが、山民は現金収入に乏しいため、大抵物租を希望し、山主が山まわりきたとき、その面前で收穫物の三割は山主に刈分けられるし、この正規の小作料以外に豚と鶏とお札として山主に贈送される。かういうように、山民は山主・佃頭の鼻息きをうかがい、そのどきげんを損じないようにしてはくらししていけないという。

こうした山地を借入れて造林する慣行とか、山林の下くさとりや雑木や枝はらいについての慣行は各地に存するし、この際二ヶ村の入会のような形をとつてゐるものや、同族の族山のような共有林もしくは持分をもつ共有といつたものもあるが、⁽¹³⁾その何れもが例えば地上権・採草権・共有権といった近代法的な権利として行使されてゐるのではなく、現実⁽¹⁴⁾にそこにある諸勢力ないし暴力もしくは権力というものを底流におき、現実の利害とくみ合わせられた慣行として行われてゐることを忘れてはならない。

以上のことから山林の私的所有の下に山主の山民に対する支配が行われてゐることが如実にみられるのである。

この山林の私的所有に対して国有とか公有という所有形態の下においていかなることが問題となるであろうか。国民政府が民国二十一年（昭七・一九三二年）公布した「森林法」において、「森

林はその所有権の帰属に供り国有林、公有林及び私有林となす」（第一条）、「国有林は主管部に依り林区を設立し、これを経営管理するものとし、公有林は各該地方の主管官署又は自治団体により経営管理するものとす」（第四条）と規定してゐる。⁽¹⁵⁾そしてこの二つの所有形態の下に於ては、森林の育成・保護に重点がおかれると共に、封禁政策がとられ、農民の盗伐開墾・山焼きが禁止されることはもとより、放牧や土石・草皮・樹根・樹皮の採取採掘が禁止されることとなる。⁽¹⁶⁾ここにこれまで農民が慣行として享受してゐた放牧や採草・下枝の伐採などの権利は停止されることとなるし、山民もしくは林農の生活と地位とは、こうした官公營の林業機構がかれらをどのように取扱ひ、どういう結びつき方をさせるかによつて規制されることとなるのである。それらの点についての詳細は、よるべき材料がみあたらないのでここでは残念ながら省略するより他はない。

三

さて以上のような山林所有に対し、土地改革はいかなることを行つたであろうか。冒頭にのべたように、中国の土地改革は日本の農地制度改革と対比したとき、山林も耕地・灌溉水利施設と同様に解放の対象となつた。そのことは、土地大綱（昭二二・一九四七）の第九条甲乙並に土地改革法（昭二五・一九五〇・六・二

八)の第四章第一六条・一八条において規定されている。ただこの兩法令において山林と大森林とは区別され、山林は「普通の土地の標準にしたがつて分配する」(土地法大綱)、或は「適當な比率にもとづいて普通の土地に換算し、統一的に分配しなければならぬ」(土地改革法)と規定されているのに対し、大森林については、「政府においてこれを管理する」(土地法大綱)、「すべて国有とし、人民政府がこれを管理し、經營しなければならぬ」(土地改革法)と規定している。⁽¹⁷⁾

問題は、この山林と大森林との区別は何を標準としているのかということである。この点について二法令にはなんらの規定がない。そこで土地改革法を具体的に実施するにあつて若干の補足を行つている大行政区の実施弁法に関する規定を参考にする⁽¹⁸⁾こととし、「華東区土地改革実施弁法に関する規定」(一九五〇・一・二六)をみると、内若干の特殊な土地問題についての規定(甲)で「山林(茶山・竹山・桐山・薪炭用材などを含む)……の特殊な土地問題については、各省(または特別区)人民政府において、土地改革法第四章の各条の規定にもとづいて、別に單獨の外理規則を制定する」とし、中南区「土地改革法実施弁法に関する若干の規定」(一九五〇・一〇・一九)にはそうした条項はないが、同年末「森林分配弁法」を制定公布している(惜しいかな、その内容は不明である)。⁽¹⁹⁾

このことから大森林と山林の区別の基準と山林の分配方法とは、実情に即して行うように各行政区もしくは各省に委ねられていることが判明する。そしてそれは翌一九五一年四月二日の政務院の「適當に林權を處理し管理・保護・責任を明確にすることに関する指示」のうちに確認されている。この指示の一で「現在土地改革が進行している地区では、……地主の森林と一般の大森林とは、土地改革法の第一六・一八兩条によつて各々別に處理しなくてはならない。大森林の面積の標準は、大行政区或は人民政府が当該地の状況にもとづいて酌定せよ(例えば、西南区では五〇〇市畝、日本約一〇町、山西省では五四〇市畝、約一〇町八反、遼東省では七五市畝、約一町五反と定めた以上の森林は、国有とした)」とのべている。

この例示以外の地区や省のことは不明であるが、大森林といわれるものは、一〇町以上のまとまつた森林や山林をさすものとみてあやまりなからう。そして地主所有の森林といつても、このようにまとまつて森林(山林)として經濟的価値の高いものは国有とされ、この新に国有となつた森林の中に少額の農民の私有林がまじつてゐる場合には、他に適當なえ地を与えて調節することとしている。そして地主所有の山林のうちで村落附近に散在している小さな森林とか一〇町とまとまらないものは、もちろん農民に分配されたが、分配にあつて桐樹や茶の樹は本数によつたの

である。⁽²¹⁾また防風林や護岸林等の保護林は分配の対象とされずに維持することとした。⁽²²⁾

このように土地改革と相即して行われた山林解放は、耕地の場合と異つて森林経営・経済林の保護育成という見地から、もと地主（山主）の私的所有の山林がそのまますべて農民に分配されたのではなく、一〇町以上をこえるまとまつた既存の森林は、東北・華北においては国有とされ、村落近傍の小森林が農民に分配されたとみてよからう。そしてこれまで公有林であつたものでも住民の便宜に應ずるため農民に解放分配されるものもあつたし、荒山荒地として放致されていたものも農民に解放されたが、これは農民個人にいくらかという分配方式をとらず、村落を単位として解放され、村民の共同による楨林、森林の育成という方式（合作経営方式）⁽²³⁾がとられた。⁽²⁴⁾

そして国有化された山林は、いずれも政府の林業機構によつて森林経営が行われることとなつたし、大規模な建設に対応するため枕木・坑木の筏り出しが行われた。同時に森林保護のため、山焼きや火入れの慣習を禁止する封山政策をとるに至つた。⁽²⁵⁾なお山林解放によつて農民に分配された森林（山林）に対しては、個人の所有権・採伐権・出売権・承継権は、何れも過去の習慣にもとづいて保護することを明かにする一方、林権証もしくは山林所有証を発行しその所有権を法律的に保護することとした。⁽²⁶⁾しかしこ

の林の権確定工作は、なかなか難しい課題であり、容易に全国的に統一した「林権劃分条例」は発布されなかつた。⁽²⁷⁾

註（一）民国一三年刊 第九次農商務統計「最新支那年鑑」東亞同文会（昭二）、一〇八四頁。

（二）上海日報社編纂『民國廿五年中国年鑑』（昭一〇）二七六～七頁。

（三）熊本管林局技師佐々木義夫、農林省山林局農林技手徐田六郎、興亞院技術部山谷輝諸氏の昭和一四年八月十一月調査結果の報告である『蒙疆に於ける林業調査』（昭和一六年四月刊、興亞院調査資料六二号）三七頁。

（四）興亞院華北連絡部武藤博忠・尾崎竜治・坂本智・鶴我要諾氏の調査報告である『山東省西部膠済沿線林業調査』（興亞院華北連絡部 昭和一六年五月印）、一七頁。

（五）梁希「在中南区農林生産總結會議上の報告」中国林業二卷二期（『中国林業論文輯』（一九五〇～五一））七七頁。中国林業編輯委員會、一九五二、北京刊）。我が國のこれまでの幾多の林業調査や省別全誌・経済全書といったものは、何れもこの山林所有を分析しておらず、商業流通機構に重点をおいている。僅かに宮崎辰之允氏は、明治三七年（一九〇三）『清国林業及木材商況視察復命書』に於て、福洲の杉材について「山林の所有は個人的一の大地主あり、之が各人が隨意契約を以て區別及び年数を定め、相当納金し、地上権を獲得し」とのべている（四三〇頁。）

(6) 東北に国有林が多いことは、清朝における封禁政策に由来し、木村繁太郎編纂の『吉林省の林業』（昭三・滿鉄庶務部調査課）は、「厳密な意味における民有林は一も存在せず」とのべ、その私有化の過程を説明している（七三）七四頁）。

(7) 一九五一年全国林業行政會議總結報告（林業論文輯三九頁）、一九五三・九・三〇「關於發動群眾開展造林育林護林工作的指示」。

(8) 清水金二郎・張源祥共訳『支那民事慣習調査報告』上巻参照。

(9) 容策「浙西山区住在茅棚裡の人們」（一九五〇・一〇・五北京人民日報）

(10) 前掲『支那民事慣習調査報告』（上）四五五頁。

(11) 俞慶棠編『農村生活叢談』（民二六・五、上海、申報館）八七—九五頁。

(12) 民商事習慣調査報告録には、「山地を租種するには毎年山租を納め、退佃の時には佃戸の植える所の竹木は、佃戸の所有に歸する」（浙江・昌化県）、「山を租種するもの退佃の時には、杉木を植えて山租に張合わせる」（司・宣平県）等の習慣があることを告げている（邦訳四六七、五〇一頁）。

(13) 同 饒河・饒平県（邦訳七二三頁）、開墾を設けざる山林（湖北、五九〇—九一頁、六〇七頁）、共有林については、

▲海外ノート▼ 中国の土地改革と山林

山西・岢嵐県（二七二頁）、浙江・景寧（四九七頁）、遂昌県（五一三頁）。

(14) これからの慣行についてはなほ、不明な点が多く、今後究明しなくてはならない課題として残されている。しかもこれは中国の村落研究における一つの問題点でもある。

(15) 中内倭文夫・天野一郎共著『北支那の林業概観』（昭一五、興林会）二六頁。公有林について前掲『吉林省の林業』では中小学校、農学校又は廟境内及びその附近にあるものと説明している（七四頁）。

(16) 封禁の具体的内容については、山西省封禁章程第三条が参考になる。前掲『蒙疆における林業調査』一一八—九頁。

(17) 農林省農地部『中国解放区土地改革關係資料集』（一九四九・三）、中国研究所『新中国の土地改革』（昭二六・三）。

(18) 華東区財政経済法令彙編、下巻、一九八二頁（一九五一・九日上海）

(19) 一九五一・九・二『人民日報』。

(20) 『林業論文輯』一三四頁。

(21) 毛沢東の「興国県の農村調査」（農民運動と農村調査）、福地いま女史談。

(22) 中南区土地改革法実施弁法の若干の規定の内の三項「山林の処理」（中央財經政策法令彙編、第二輯、八三頁、一九五一年 北京）

(23) これまで民有林の多かった中南区における規定が明かでない

△海外ノート△ 中国の土地改革と山林

いのは、遺憾であり、他日の補足をまつ。

(24) 前掲『一九五一年全国林業行政會議總結報告』。

(25) 一九五一年・六・一一『人民日報』。

(26) 一九五三年・九・三〇の指示。

(27) 一九五一年・二・二〇及び一九五一年・三・一二『人民日報』。

(28) 林權確定の試点工作の紹介(山西)、林業論文輯(一三六～九頁)。